

【篠栗町保育施設等利用調整指数表】

2025年4月1日利用調整分から

【1 基礎指数】により、保護者の状況に応じて基本指数を設定する。ただし、在園児については指数に関わらず優先的に調整。

【2 調整指数】により、該当する内容に応じて加点・減点。基礎指数及び調整指数を合算した指数を総合指数とし、指数が高い世帯から調整を行う。

同一指数で並んだ場合は【3 優先基準】により優先順位を決定し、なお同点の場合は抽選を行う。

【1 基礎指数】

大分類			小分類	指数
1	就労	被雇用者 自営 (中心者) ※農業等含む	1か月の勤務が160時間以上	15
			1か月の勤務が140時間以上160時間未満の労働	14
			1か月の勤務が120時間以上140時間未満の労働	13
			1か月の勤務が100時間以上120時間未満の労働	12
			1か月の勤務が80時間以上100時間未満の労働	11
			1か月の勤務が64時間以上80時間未満の労働	10
		自営 (協力者) ※農業等含む	1か月の勤務が160時間以上	12
			1か月の勤務が140時間以上160時間未満の労働	11
			1か月の勤務が120時間以上140時間未満の労働	10
			1か月の勤務が100時間以上120時間未満の労働	9
			1か月の勤務が80時間以上100時間未満の労働	8
			1か月の勤務が64時間以上80時間未満の労働	7
		就労予定 ※開業準備含む	1か月の勤務が160時間以上	12
			1か月の勤務が140時間以上160時間未満の労働	11
			1か月の勤務が120時間以上140時間未満の労働	10
			1か月の勤務が100時間以上120時間未満の労働	9
			1か月の勤務が80時間以上100時間未満の労働	8
			1か月の勤務が64時間以上80時間未満の労働	7
		内職	1か月の勤務が160時間以上	12
			1か月の勤務が140時間以上160時間未満の労働	11
			1か月の勤務が120時間以上140時間未満の労働	10
			1か月の勤務が100時間以上120時間未満の労働	9
			1か月の勤務が80時間以上100時間未満の労働	7
			1か月の勤務が64時間以上80時間未満の労働	5
2	妊娠 ・出産	妊娠・出産	産前：出産予定日の6週前 産後：出産予定日と出産日のどちらか遅い方から8週後	12

【1 基礎指数】

大分類		小分類		指数
3	疾病 ・障がい	疾病	入院・自宅療養安静	16
			精神疾患	13
			通院・常時安静	13
			上記以外で保育が困難	9
		障がい	保育が常時困難 (身体障害者手帳 1 ～ 2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A)	15
			保育が著しく困難 (身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 2 ～ 3 級、療育手帳 B)	14
			保育が困難 (身体障害者手帳 4 ～ 6 級)	13
			上記以外で保育が困難	9
4	介護 ・看護	入院・通院の 看護	入院または通院している親族に月 1 2 0 時間以上付き添い	13
			入院または通院している親族に月 6 4 時間以上 1 2 0 時間未満付き添い	9
		居宅看護 ・介護	月 1 2 0 時間以上の親族の看護・介護	13
			月 6 4 時間以上 1 2 0 時間未満の親族の看護・介護	9
5	災害復旧	災害復旧	風水害、地震、火災等	20
6	求職活動	求職活動	求職活動中の者（ひとり親、生活保護受給者等）	8
			上記以外の求職活動中の者	5
7	就学	通学	居宅外で 1 2 0 時間以上	12
			居宅外で 1 2 0 時間未満	7
		通信教育	居宅内で 1 2 0 時間以上	10
			居宅内で 1 2 0 時間未満	5
8	虐待 ・DV	虐待・DV	虐待やDV、またはその恐れがあるとして町長が認めた場合	20
9	育休	育休	保護者が育児休業を取得している在園児で、保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められる場合	
10	その他	その他	児童福祉の観点から、町長が特に保育の必要性が高いと判断した場合	20
			両親が不存在である場合（死亡・離別・行方不明・拘禁など）	20
			保護者が育児休業を取得している等で、他の認定ができない場合	5

備考

- 1 基礎指数は、保護者のどちらか低い方とする。
- 2 申込締切日までに提出された、利用希望日時点の状況により審査する。
- 3 同一保護者で、大分類の項目が 2 つ以上該当する場合、指数の高い方を適用する。

【2 調整指数】

調整事由			内容	指数
①	ひとり親家庭		ひとり親家庭（離婚、未婚、死別等）	8
②	生活保護世帯		生活保護世帯	3
③	家計の主宰者の失業		家計の主宰者の自己都合以外の失業等により、就労の必要性が高い世帯	4
④	社会的養護		支援をする必要があると判断される世帯	8
⑤	障がい児		入所希望児童に障がいがある世帯（集団保育が可能な場合に限る）	4
⑥	育休後復職		育児休業取得時に篠栗町内保育施設等を退所した児童のいる世帯	5
⑦	きょうだい	在園児	希望する保育施設等をすでにきょうだい児が利用している場合	5
		同時申込	きょうだい児が同時に申し込む場合	2
		第3子	きょうだいが3人以上いる場合（きょうだいの年齢は問わない）	2
⑧	小規模保育事業等の卒園児童	連携施設以外	連携施設以外の卒園児童が、引き続き保育施設等を利用希望する場合	2
		企業主導型	企業主導型事業の施設を利用している児童が、保育施設等を利用希望する場合（3歳児以上に限る）	2
⑨	その他	単身赴任	保護者の一方が不在の場合（単身赴任、海外勤務等）	2
		転園	町内の保育施設等を利用中の児童が転園を希望する場合	5
		保育士等（標準）	保護者の一方が保育士・幼稚園教諭として、1か月の勤務が120時間以上ある、またはその予定がある世帯	8
		保育士等（短時間）	保護者の一方が保育士・幼稚園教諭として、1か月の勤務が64時間以上120時間未満ある、またはその予定がある世帯	3
		保育士等（町内）	保護者の一方が保育士・幼稚園教諭として、篠栗町内の保育施設等で勤務している、またはその予定がある世帯	3
		待機児（4月入所のみ）	待機児童のいる世帯（12か月以上）	5
			待機児童のいる世帯（6か月以上12か月未満）	3
			待機児童のいる世帯（1か月以上6か月未満）	2
		同居親族の要件		同居親族が保育要件を満たしていない世帯（18歳以上65歳未満）
未申請児童		未申請児童がいる世帯（要介護児童および生後6か月未満の児童を除く）	-5	
提出遅れ		未提出の書類がある世帯（マイナンバーに関する書類は除く）	-5	
希望施設定員超過		希望する保育施設等が定員超過の場合	-10	
広域申請		篠栗町外から広域で入所申請の場合	-10	

【3 優先基準】

1	ひとり親世帯に該当のもの
2	総合指数のうち【1 基礎指数】が高い世帯（保護者合算）
3	利用を希望する児童が第3子以降に該当のもの
4	施設の希望順位
5	保育料算定年度の市町村民税所得割額の低い世帯